〇秦野市まちづくり条例
(平成11年12月21日条例第19号)
改正
平成12年3月24日条例第8号
平成13年6月8日条例第23号
平成17年12月13日条例第26号
平成19年9月20日条例第21号
平成22年12月16日条例第18号
平成23年8月1日条例第10号

目次
第1章　総則(第1条－第6条)
第2章　環境創出推進地区基本計画の策定等(第7条－第9条)
第3章　市民によるまちづくりの推進(第10条－第15条)
第4章　良好な環境創出のための手続等
第1節　環境創出行為の手続(第16条－第24条)
第2節　特定環境創出行為の手続(第25条－第31条)
第3節　みどり豊かな暮らしよい環境の創出(第32条・第33条)
第5章　環境創出行為に係る紛争調整(第34条－第37条)
第6章　雑則(第38条－第46条)
第7章　罰則(第47条・第48条)
附則

第1章　総則
(目的)
第1条　この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、よりよい環境創出のための手続及び基準その他まちづくりについて必要な事項を定めて、本市の優れた自然環境を生かした市域の均衡がとれたまちづくりを進めることにより、本市の都市像である「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に寄与することを目的とする。
(基本理念)
第2条　本市における四囲の豊かな自然と市街地の緑、きれいな水とすがすがしい空気、豊かな人間関係、そして先人のたゆまざる努力により築かれた伝統と文化は、将来にわたり守るべき市民共有の財産である。まちづくりに携わる者は、これらの優れた財産がもたらす恵みをすべての市民が受けることができるように、土地は公共の福祉を優先して利用されなければならないとの土地基本法(平成元年法律第84号)の理念を踏まえ、本市の基本構想に基づく協働のまちづくりに取り組まなければならない。
(平23条例10・一部改正)
(定義)
第3条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。
(1)　環境創出行為　都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第12項に定める開発行為、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に定める建築行為その他規則で定める行為をいう。
(2)　特定環境創出行為　環境創出行為のうち、次に掲げるものをいう。
ア　法第7条第1項に規定する市街化区域における環境創出行為であって、次のいずれかに該当するもの
(ア)　環境創出行為をしようとする区域(以下「環境創出区域」という。)の面積が10,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの
(イ)　計画戸数が100戸又は延べ面積が5,000平方メートル以上の建築物の建築のうち、規則で定めるもの
イ　法第7条第1項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)における環境創出行為であって、環境創出区域の面積が3,000平方メートル以上のもののうち、規則で定めるもの
ウ　周辺環境に著しく影響がある環境創出行為として規則で定めるもの
(3)　小規模環境創出行為　環境創出行為のうち、環境創出区域の面積が500平方メートル未満のものをいう。ただし、前号ウに該当する環境創出行為及び法第29条第1項に規定する許可を必要とする市街化調整区域における環境創出行為その他規則で定める環境創出行為を除く。
(4)　事業者　環境創出行為に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいう。
(5)　工事施行者　事業者から環境創出行為に関する工事を請け負った者又はその請負工事の下請負者をいう。
(6)　近隣住民　環境創出区域の付近に土地を所有する者、建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者又は環境創出行為に利害を有する者で、規則で定める範囲内のものをいう。
(7)　周辺住民　近隣住民の周辺に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者で、規則で定める範囲内のものをいう。
2　次の各号のいずれかに該当する環境創出行為は、その区域の全体を環境創出区域として、前項第1号から第3号までの規定を適用する。
(1)　土地利用上現に一体の区域を構成し、又は一体的に利用することが可能な区域において、同一又は共同性

を有する異なる事業者(以下「同一事業者等」という。)が行う環境創出行為
(2)　第22条第3項に規定する検査済証をすでに交付された環境創出行為の区域に隣接する土地において、その交付日の翌日から起算して1年を経過せずに、同一事業者等が行う環境創出行為
[第22条第3項]
(平13条例23・一部改正)
(本市の責務)
第4条　本市は、秦野市都市マスタープラン(法第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針をいう。)その他のまちづくり方針(以下「まちづくり基本方針」という。)に基づき、まちづくりのための施策を立案するとともに、その推進に努めるものとする。
2　本市は、まちづくりの施策の立案及びその推進に当たっては、市民からの意見聴取及び市民への必要な情報提供に十分配慮するとともに、市民によるまちづくり活動の支援に努めるものとする。
3　本市は、事業者に対して、まちづくりの推進のために必要な助言又は指導を行わなければならない。
4　本市は、環境創出行為に係る紛争を未然に防止するように努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正な調整に努めなければならない。
(市民の責務)
第5条　市民は、まちづくりの推進に主体的に取り組むとともに、本市が行う施策に積極的に協力しなければならない。
2　市民は、環境創出行為に係る紛争が生じたときは、自らその解決に努めなければならない。
(事業者等の責務)
第6条　事業者及び工事施行者は、環境創出行為が周辺環境に及ぼす影響に配慮し、自らの責任において、その環境への負荷の軽減等必要な処置を行うとともに、本市が行う施策に積極的に協力しなければならない。
2　事業者及び工事施行者は、良好な近隣関係が形成できるように配慮するとともに、環境創出行為に係る紛争が生じたときは、自ら積極的にその解決に努めなければならない。
第2章　環境創出推進地区基本計画の策定等
(環境創出推進地区基本計画の策定)
第7条　市長は、まちづくり基本方針に定める内容を実現するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする環境創出推進地区基本計画(以下「推進地区基本計画」という。)を策定することができる。
(1)　推進地区基本計画の名称
(2)　推進地区基本計画の対象となる地区(以下「計画地区」という。)の位置及び区域
(3)　推進地区基本計画の目標及び方針並びに整備手法
(4)　その他環境創出を推進するために必要な事項
2　市長は、推進地区基本計画の策定に当たっては、計画地区の住民その他の利害を有する者の意見を反映させるため、意見聴取、説明会の開催その他必要な処置を行うとともに、第38条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
[第38条第1項]
3　市長は、推進地区基本計画を策定したときは、その旨を公告しなければならない。
4　前2項の規定は、推進地区基本計画の変更又は廃止について準用する。
(環境創出推進地区基本計画に定めるべき事項の提案)
第8条　第10条第1項に規定する地域まちづくり推進協議会は、自ら策定した地域まちづくり基本構想に基づいた推進地区基本計画とするため、推進地区基本計画に定めるべき事項を市長に対し、提案することができる。
[第10条第1項]
2　市長は、前項の規定による提案があったときは、その提案を推進地区基本計画に反映するように努めるものとする。
(環境創出推進事業の実施)
第9条　市長は、推進地区基本計画を策定したときは、計画地区におけるまちづくりに必要と認める事業(以下「環境創出推進事業」という。)を行うことができる。
2　市長は、環境創出推進事業の実施に当たっては、計画地区の住民その他の利害を有する者の意見を反映させるため、意見聴取、説明会の開催その他必要な処置を行わなければならない。
第3章　市民によるまちづくりの推進
(市民によるまちづくりへの支援)
第10条　市長は、第2条に規定する基本理念に基づくまちづくりを推進するため、地域まちづくり基本構想その他規則で定める構想(以下「地域まちづくり基本構想」という。)を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるもの(以下「地域まちづくり推進協議会」という。)に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
[第2条]
(1)　地域まちづくり基本構想を策定しようとする区域(以下「構想区域」という。)内に住所を有する者及び構想区域内の土地又は建物の所有者、規則で定める利害を有する者(以下「地域住民等」という。)及び構想区域内のまちづくりに熱意がある者の自発的参加の機会が保障されていること。
(2)　構成員の4分の3以上が地域住民等であること。
(3)　活動が地域住民等の支持を得ていること。
(4)　規約等を有し、かつ、代表者の定めのあること。

2　地域まちづくり推進協議会は、構想区域、まちづくりの目標及び方針その他必要な事項を、あらかじめ市長に届け出るものとする。
3　市長は、前項に規定する届出があった場合において、構想区域及び規則で定める事項を公告するとともに、その公告の日の翌日から起算して14日間、構想区域を表示する図面を縦覧しなければならない。
(平17条例26・一部改正)
(地域まちづくり基本構想の公表等)
第11条　地域まちづくり推進協議会は、地域まちづくり基本構想を策定したときは、規則で定めるところにより地域住民等に公表するものとする。
2　地域住民等及び事業者は、前項の規定により公表された地域まちづくり基本構想に基づいて、まちづくりを推進するように努めるものとする。
(地域まちづくり協定の締結等)
第12条　地域まちづくり推進協議会は、次の各号のいずれにも該当する地域まちづくり基本構想を策定したときは、その地域まちづくり基本構想を内容とする協定(以下「地域まちづくり協定」という。)を締結するように市長に求めることができる。
(1)　構想区域が道路、鉄道、河川、がけその他土地の範囲を明示するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむね5,000平方メートル以上の面積があること。
(2)　構想区域内の土地について所有権を有するすべての者及びその区域内の土地について借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)にいう借地権をいう。以下同じ。)を有するすべての者(以下「構想区域内の権利者」という。)のうち、8割以上のものが、その地域まちづくり基本構想に同意していること。
(3)　前号において同意した者が所有する構想区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の8割以上であること。
2　市長は、前項の規定による地域まちづくり基本構想の内容を審査し、第2条の基本理念に適合していると認めるときは、地域まちづくり協定を締結し、その旨を公告しなければならない。
[第2条]
3　前項の場合において、市長は、地域まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ、第38条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
[第38条第1項]
4　地域まちづくり協定の有効期間は、第2項に規定する公告があった日から起算して10年間とする。地域まちづくり協定の期間満了前に構想区域内の権利者のうち過半数以上の者から異議等の申出がないときは、その期間満了の日の翌日から起算してさらに10年間、同一の条件により更新されるものとする。
5　前各項の規定は、地域まちづくり協定を変更する場合について準用する。
6　第1項及び第2項の規定は、地域まちづくり協定を廃止する場合について準用する。この場合において、第1項第2号及び第3号中「8割以上」とあるのは「5割以上」と読み替えるものとする。
7　市長は、地域まちづくり協定を締結したときは、まちづくりに関する施策の策定及びその実施に当たり十分配慮しなければならない。
(借地権の申告等)
第13条　構想区域内の土地について未登記の借地権を有する者(その借地上に登記されている建物を所有する者を除く。)は、第10条第3項の規定による公告をした日の翌日から起算して30日以内に、その借地権の目的となっている土地の所有者と連署し、又はその借地権を証明する書面を添えて、市長に申告しなければならない。
[第10条第3項]
2　前項に規定する期間内に申告をしなかった者の有する借地権は、前条第1項第2号及び第3号に規定する借地権から除くものとする。
(地域まちづくり協定の遵守)
第14条　第12条第2項の規定により締結された地域まちづくり協定に係る区域内において、環境創出行為をしようとする事業者及び工事施行者は、その地域まちづくり協定の内容に従い、環境創出行為を行わなければならない。
[第12条第2項]
2　前項の場合において、市長は、環境創出行為をしようとする事業者及び工事施行者に対して、その地域まちづくり協定を遵守するように指導しなければならない。
(地区計画等の活用等)
第15条　市長及び構想区域内の権利者は、構想区域内において、法第12条の4に規定する地区計画等(以下「地区計画等」という。)及び建築基準法第69条に規定する建築協定(以下「建築協定」という。)を活用するように努めなければならない。
第4章　良好な環境創出のための手続等
第1節　環境創出行為の手続
(環境創出行為の事前協議)
第16条　環境創出行為をしようとする事業者は、次の各号に掲げる環境創出行為の種類に応じ、それぞれの各号に規定する書面をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。
(1)　小規模環境創出行為　小規模環境創出行為事前調査書(以下「事前調査書」という。)
(2)　前号以外の環境創出行為　環境創出行為事前協議書(以下「事前協議書」という。)

2　市長は、前項の規定による協議を行うに当たっては、本市が実施する施策との調和を図るため、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。
3　市長は、第1項の規定による協議を行うに当たっては、第2条に規定する基本理念に基づき、事業者に適切な負担を求めることができる。
[第2条]
4　第1項の規定による協議は、環境創出行為をしようとすることについて法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(規則で定めるものを除く。以下「許可等」という。)を要することとされているときは、その許可等に係る手続に先立って行うように努めなければならない。
(近隣住民への周知等)
第17条　事業者は、事前協議書を提出する前に、又は提出した後速やかに、近隣住民に対して説明会等の適切な方法により環境創出行為について規則で定める事項を周知するとともに、十分に調整を行い、その承諾を得るように努めなければならない。この場合において、事前協議書を提出する前に周知しようとする事業者は、その旨を市長に届け出なければならない。
2　事業者は、事前協議書を提出したときは、その日の翌日から起算して5日以内に近隣住民の見やすい場所に、その事業が完了するまでの間(法第29条第1項に規定する許可を必要とする環境創出行為にあっては、法による開発許可済の標識を掲示するまでの間)、事業計画板を設置しなければならない。
3　事業者は、その環境創出行為について、近隣住民及び周辺住民から説明を求められたときは、第1項により周知した事項について説明しなければならない。
4　事業者は、前3項に規定する事項に関する記録等の提出を市長から求められたときは、これに応じなければならない。
5　第1項及び第2項の規定は、第25条から第31条までに規定する特定環境創出行為の手続が終了した環境創出行為その他の環境創出行為で、市長が必要がないと認めるものについては、適用しない。
[第25条][第31条]
(平13条例23・一部改正)
(事前協議確認通知書の交付)
第18条　市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準並びに秦野市景観まちづくり条例(平成17年秦野市条例第26号。以下「景観まちづくり条例」という。)第28条第3項に定める方針に従い協議し、規則で定める期間内に環境創出行為の実施に当たり行うべき処置その他必要と認める事項を記載した書面(以下「事前協議確認通知書」という。)を事業者に交付するものとする。
[第32条][第33条][秦野市景観まちづくり条例(平成17年秦野市条例第26号。以下「景観まちづくり条例」という。)第28条第3項]
2　市長は、前項の規定により、事前協議確認通知書を交付しようとする場合において、必要があると認めるときは、第38条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴くことができる。
[第38条第1項]
3　市長は、第1項の規定により交付した事前協議確認通知書の写しを閲覧できるようにするものとする。
(平17条例26・一部改正)
(行為着手等の制限)
第19条　事業者及び工事施行者は、事前協議確認通知書を交付された日以後でなければ、環境創出行為に着手してはならない。
2　事業者及び工事施行者は、第21条第2項の規定による協議をしなければならないときは、同条第3項の規定による再協議確認通知書の交付を受けた日以後でなければ環境創出行為に着手してはならない。この場合において、すでに環境創出行為に着手しているときは、直ちにその環境創出行為を停止しなければならない。
[第21条第2項]
(工事着手の届出)
第20条　事業者は、環境創出行為に着手したときは、その日の翌日から起算して5日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
(環境創出行為の変更)
第21条　事業者は、事前協議書の提出後、事前協議確認通知書を交付されるまでの間に、環境創出行為の内容を変更(事業者の変更を含む。次項及び第5項において同じ。)しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
2　事業者は、事前協議確認通知書を交付された後(次項の規定による再協議確認通知書を交付された場合にあっては、その通知書を交付された後)、その環境創出行為の内容を変更しようとするときは、環境創出行為変更協議申出書(以下「変更協議申出書」という。)をあらかじめ市長に提出し、協議しなければならない。
3　市長は、変更協議申出書の提出があったときは、その内容について第32条及び第33条に規定する基準に従い協議し、規則で定める期間内に第18条第1項に規定する事項を記載した書面(以下「再協議確認通知書」という。)を事業者に交付するものとする。この場合において、同条第2項及び第3項の規定を準用する。
[第32条][第33条][第18条第1項]
4　第16条第2項から第4項まで及び第17条の規定は、事業者が第2項の規定による協議をした場合について準用する。
[第16条第2項][第4項][第17条]
5　第2項の規定にかかわらず、事業者は、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を届け出るも

のとする。
(工事完了の届出等)
第22条　事業者は、環境創出行為が完了したときは、その日の翌日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
2　市長は、前項の規定による届出があったときは、その環境創出行為が事前協議確認通知書又は再協議確認通知書(以下「事前協議確認通知書等」という。)の内容に適合しているかどうかについて、同項の届出があった日の翌日から起算して14日以内に検査しなければならない。
3　市長は、前項の規定による検査の結果、その環境創出行為が事前協議確認通知書等の内容に適合していると認めるときは、同項の検査をした日(適合していないと認めるときは、その是正がなされたことを確認した日)の翌日から起算して10日以内に、環境創出行為に関する工事の検査済証(以下「検査済証」という。)を事業者に交付しなければならない。
(建築物等による収益開始の制限)
第23条　事業者は、検査済証を交付された日以後でなければ、その環境創出行為により建築される建築物又は設置される施設により収益を開始してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
(環境創出行為の廃止等)
第24条　事業者は、事前協議書の提出後において、その環境創出行為を廃止したときは、その日の翌日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、適切な方法により近隣住民に周知しなければならない。
2　市長は、前項の届出があった場合において、その届出に係る環境創出行為について、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための処置をとる必要があると認めるときは、事業者に対し、土砂の除去その他安全のために必要な処置をとるように命じることができる。
第2節　特定環境創出行為の手続
(特定環境創出行為計画書の提出等)
第25条　特定環境創出行為をしようとする事業者は、第16条第1項の規定による協議の前に、次に掲げる事項を記載した書面(以下「特定環境創出行為計画書」という。)を市長に提出しなければならない。
[第16条第1項]
(1)　土地利用の基本方針
(2)　公共施設及び公益施設の整備方針
(3)　土地利用による環境への負荷の状況及び土地利用に伴う環境への配慮事項
2　事業者は、特定環境創出行為計画書の提出後、この節に規定する手続が完了するまでの間に、特定環境創出行為の内容を変更(事業者の変更を含む。第5項において同じ。)しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。
3　第1項の規定は、前項の規定による協議をする場合について準用する。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
4　市長は、特定環境創出行為について本市が実施する施策との調和を図るため、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、第38条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴くことができる。
[第38条第1項]
5　第2項の規定にかかわらず、事業者は、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を届け出るものとする。
(特定環境創出行為計画書の公告、縦覧及び周知)
第26条　市長は、特定環境創出行為計画書の提出があったときは、速やかに特定環境創出行為計画書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、その公告の日の翌日から起算して45日間、特定環境創出行為計画書の写しを縦覧しなければならない。
2　事業者は、前項に規定する期間内に、近隣住民及び周辺住民に対し、説明会等の適切な方法により特定環境創出行為計画書の内容を周知しなければならない。
3　第17条第4項の規定は、前項に規定する周知について準用する。
[第17条第4項]
(意見書の提出等)
第27条　特定環境創出行為に関する意見を有する者は、前条第1項に規定する公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、その意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。

2　市長は、意見書の提出があったときは、前項の期間が経過した後速やかに、意見書の写しを事業者に送付するものとする。
(見解書の提出等)
第28条　特定環境創出行為をしようとする事業者は、意見書の写しの送付を受けたときは、それに対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。
2　市長は、見解書の提出があったときは、速やかに見解書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、その公告の日の翌日から起算して30日間、意見書の写し及び見解書の写しを縦覧しなければならない。

(再意見書の提出等)

第29条　見解書に対する意見を有する者は、前条第2項に規定する公告の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、市長に対しその意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を提出するとともに、次条に規定する公聴会における意見の陳述を申し出ることができる。
2　市長は、再意見書の提出があったときは、前項の期間が経過した後速やかに、再意見書の写しを事業者に送付するものとする。
(公聴会の開催等)
第30条　市長は、前条第1項の申出があったときは、第26条第2項の規定による周知の状況並びに意見書、見解書及び再意見書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
[第26条第2項]
2　事業者は、前項の規定による公聴会に出席して意見を述べることを市長に求められたときは、これに応じなければならない。
3　公聴会の開催方法等について必要な事項は、規則で定める。
(意見書等の尊重)
第31条　特定環境創出行為をしようとする事業者は、事前協議書の作成に当たっては、意見書、再意見書及び公聴会における意見について、第2条に規定する基本理念に基づくまちづくりを推進するという見地からこれを十分尊重しなければならない。
[第2条]
第3節　みどり豊かな暮らしよい環境の創出
(みどり豊かな環境の創出)
第32条　事業者及び工事施行者は、みどり豊かな環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。
(1)　既存樹木の保全等
(2)　緑地の確保
(3)　植樹の促進
(4)　公園の整備
(5)　有効空地の確保
(6)　水資源の保全及びかん養
(7)　その他みどり豊かな環境を創出するために必要な事項の実施
2　前項に掲げる事項について、地区計画等、建築協定又は地域まちづくり協定により、規則で定める基準と異なる基準が定められている区域においては、その異なる基準を規則で定める基準とみなす。
(暮らしよい環境の創出)
第33条　事業者及び工事施行者は、暮らしよい環境を創出するため、次に掲げる事項について、規則で定める基準に従い、環境創出行為を行わなければならない。
(1)　道路(次号に規定する狭あい道路を除く。)の整備
(2)　狭あい道路の整備
(3)　排水施設の整備
(4)　適正な排水処理の確保
(5)　適正な廃棄物処理及びリサイクルの推進
(6)　消防水利の整備等
(7)　福祉のための都市環境の整備
(8)　文化財の保護
(9)　安全で快適な生活環境の確保
(10)　工事施行時の安全の確保等
(11)　その他暮らしよい環境を創出するために必要な事項の実施
2　前条第2項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。
第5章　環境創出行為に係る紛争調整
(あっせん)
第34条　市長は、事前協議書の提出があった日以後において、事業者並びに近隣住民及び周辺住民(以下「当事者」という。)の双方からその環境創出行為に係る紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、市長は、当事者の一方から調整の申出がない場合で、相当の理由があると認めるときは、あっせんを行うものとする。
2　市長は、紛争当事者間の調整を行うため秦野市環境創出行為紛争調整相談員(以下「紛争調整相談員」という。)を置くものとする。
3　紛争調整相談員の定数は、3人以内とする。
4　紛争調整相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
5　前3項に定めるもののほか、紛争調整相談員について必要な事項は、規則で定める。
6　市長は、あっせんによる紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切るものとする。
(調停)
第35条　市長は、前条第6項の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停に移行するように勧告するものとする。

2　市長は、前項の規定により勧告した場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行うものとする。ただし、市長は、当事者の一方が勧告を受諾しない場合で、相当の理由があると認めるときは、調停を行うものとする。
3　市長は、調停を行うに当たっては、第38条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
[第38条第1項]
4　市長は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切るものとする。
(関係図書の提出等)
第36条　市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争の当事者から関係図書の提出を求め、又は意見を聴くことができる。
(工事着手の延期等の要請)
第37条　市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争調整相談員又は次条第1項に規定する秦野市まちづくり審議会の意見を聴いて、期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を事業者に対し要請するものとする。
第6章　雑則
(秦野市まちづくり審議会)
第38条　市長の附属機関として、秦野市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
2　審議会は、次に掲げる事項に関する市長の諮問に応じて調査及び審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議する。
(1)　第7条第2項に規定する推進地区基本計画の策定(同条第4項で準用する場合を含む。)に係る事項
[第7条第2項]
(2)　第18条第2項に規定する事前協議の確認(第21条第3項で準用する場合を含む。)に係る事項
[第18条第2項][第21条第3項]
(3)　第25条第4項後段に規定する特定環境創出行為に関する助言又は指導に係る事項
[第25条第4項]
(4)　第32条及び第33条に規定するみどり豊かな暮らしよい環境の創出に係る事項(これらの規定に基づいて定める基準を含む。)
[第32条][第33条]
(5)　第35条第3項に規定する調停に係る事項
[第35条第3項]
(6)　前条に規定する工事着手の延期等に係る事項
(7)　景観まちづくり条例第25条第2項に規定する景観計画及び景観地区の案の作成及び同条例第47条第2号に規定する景観計画の策定に係る事項
[景観まちづくり条例第25条第2項]
(8)　景観まちづくり条例第52条に規定する特定届出対象行為に関する助言又は指導に係る事項
[景観まちづくり条例第52条]
(9)　景観まちづくり条例第55条第2項に規定する公表に係る事項
[景観まちづくり条例第55条第2項]
(10)　まちづくりに関する基本的事項その他この条例の施行に関する重要事項
(11)　景観まちづくりに関する基本的事項、その他景観まちづくり条例の施行に関する重要事項
[景観まちづくり条例]
(12)　秦野市屋外広告物条例(平成22年秦野市条例第18号。以下「屋外広告物条例」という。)第4条第1号から第3号まで、第15号、第16号及び第5条第1項第11号の地域若しくは物件の指定又はその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
(13)　屋外広告物条例第8条第1項の規定による特定区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定に関する事項
(14)　屋外広告物条例第7条、第8条第2項及び第9条第2項の規定による基準の設定に関する事項
(15)　屋外広告物条例の施行に関する重要事項
3　審議会は、調査及び審議のために必要があると認めるときは、事業者、近隣住民その他の関係者又は審議会が必要と認める者に対し、関係図書の提出を求め、又はその会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
4　審議会は、13人以内の委員により組織する。
5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
(平17条例26・一部改正、平22条例18・追加)
(適用除外)
第39条　次に掲げる環境創出行為については、第16条から第37条までの規定は、適用しない。
[第16条][第37条]
(1)　法第29条第1項第2号から第7号までのいずれか又は法第34条の2第1項に該当する環境創出行為のうち、市長との協議が整ったもの
(2)　土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当する環境創出行為のうち、市長との協議が整ったもの

(3)　農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画に基づく事業として行う環境創出行為
(4)　自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例(昭和34年神奈川県条例第6号)第2条第3号に規定する公園事業として行う環境創出行為
(5)　公益性が特に高いと認められる環境創出行為その他の環境創出行為のうち、規則で定めるもの
2　第16条第1項の規定により事前調査書が提出された環境創出行為については、第17条から第31条まで及び第34条から第37条までの規定は、適用しない。
[第16条第1項][第17条][第31条][第34条][第37条]
(平13条例23・平19条例21・一部改正)
(事業者の承継)
第40条　事業者について一般承継(相続又は合併をいう。)があったときは、この条例に基づき被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人(以下「相続人等」という。)が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人等について行われたものとみなす。
(新たな環境創出行為とみなす場合)
第41条　次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに環境創出行為をしようとするときとみなす。
(1)　事業者が事前協議確認通知書等を交付された日の翌日から起算して3年を経過した日後、その協議に係る環境創出行為に着手しようとする場合
(2)　事業者が環境創出行為に着手した日後、その環境創出行為を1年を超えて中断した後再開しようとする場合

2　前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申出により1年を超えない範囲で期間を延長することができる。ただし、その期間は、同項第1号にあっては事前協議確認通知書等を交付された日の翌日から起算して5年、同項第2号にあっては事業者が環境創出行為に着手した日の翌日から起算して3年を超えることができない。
(是正命令)
第42条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するため必要な処置をとることを命じることができる。
(1)　偽りその他の不正な手段により、事前協議確認通知書等の交付を受けて環境創出行為をした事業者又は検査済証の交付を受けた事業者
(2)　第19条第1項又は第2項の規定に違反した事業者又は工事施行者
[第19条第1項][第2項]
(3)　第23条本文の規定に違反した事業者又は工事施行者
[第23条]
(立入検査等)
第43条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者若しくは工事施行者から環境創出行為に係る工事その他の行為の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に環境創出区域に立ち入らせ、工事その他の行為の状況を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(公表)
第44条　市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。
(1)　第36条の規定により関係図書の提出を求め、若しくは意見を聴く場合、第37条の規定により工事の着手の延期若しくは工事の停止を要請する場合又は第38条第3項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは審議会の会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴く場合において、その求め又は要請に正当な理由がなく応じない者
[第36条][第37条][第38条第3項]
(2)　第42条に規定する命令を受けた者
[第42条]
(3)　前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業者又は工事施行者
(4)　事前協議確認通知書等の内容と異なる環境創出行為をした事業者又は工事施行者
2　市長は、前項第4号に規定する者について、同項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその事業者又は工事施行者に意見を述べる機会を与えなければならない。
(許可等への配慮)
第45条　市長その他本市の機関は、事業者が環境創出行為を行うことについて法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有するときは、その許可等を行うに当たり事前協議確認通知書等の内容について配慮するものとする。
(委任)
第46条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
第7章　罰則

(罰則)
第47条　第42条第1号又は第2号の規定による市長の命令に違反した者については、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
[第42条第1号][第2号]
(両罰規定)
第48条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
1　この条例は、平成12年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
2　施行日前において秦野市開発指導要綱(昭和62年秦野市告示第99号。以下「要綱」という。)の規定により現に協議が成立し、かつ、その協議が成立した日から起算して2年以内(施行日においてすでに2年を超えている場合は施行日まで)に着手される環境創出行為については、第16条から第33条までの規定は、適用しない。
3　施行日前において要綱の規定により現に協議が成立し、かつ、すでに着手している環境創出行為について施行日以後において1年を超えて中断した後再開しようとする場合は、新たに環境創出行為をしようとするときとみなす。
4　前2項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申出により1年を超えない範囲で期間を延長することができる。ただし、その期間は、施行日から起算して3年を超えることができない。
5　施行日において現に要綱の規定により協議中の環境創出行為について施行日前に行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
6　秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。
第1条中第47号を第49号とし、同号の前に次の2号を加える。
(47)　秦野市環境創出行為紛争調整相談員
(48)　秦野市まちづくり審議会の委員
第2条第1項中「第46号」を「第48号」に改め、同条第2項中「第47号」を「第49号」に改める。
別表第1に次のように加える。
秦野市環境創出行為紛争調整相談員同　7,800円秦野市まちづくり審議会の委員同　7,800円
別表第2区分の欄中「第46号」を「第48号」に、「第47号」を「第49号」に改める。
(秦野市実費弁償に関する条例の一部改正)
7　秦野市実費弁償に関する条例(昭和39年秦野市条例第29号)の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。
(10)　秦野市まちづくり条例(平成11年秦野市条例第19号)第38条第3項の規定により秦野市まちづくり審議会が必要と認める者として出席した者
(秦野市環境保全条例の廃止に伴う経過措置の失効)
8　秦野市環境基本条例(平成12年秦野市条例第8号)附則第4項の規定により、なおその効力を有するものとした秦野市環境保全条例(昭和48年秦野市条例第23号)第34条、第36条、第42条及び第43条第2項の規定は、この条例の施行日限り、その効力を失う。
(平12条例8・全部改正)
附則(平成12年3月24日条例第8号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
附則(平成13年6月8日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。
附則(平成17年12月13日条例第26号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。
附則(平成19年9月20日条例第21号)
この条例は、平成19年11月30日から施行する。
附則(平成22年12月16日条例第18号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
附則(平成23年8月1日条例第10号)
この条例は、平成23年8月1日から施行する。